

人権学習の ための手引き

～人権が尊重される社会の実現に向けて～



はじめに

人権教育とは人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動であり、発達段階に応じ学校の教育活動全体を通じた人権尊重の意識を高めていく必要があります。

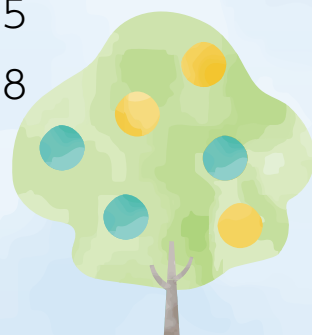
学校では「人権教育がめざすもの」「人権教育の進め方」等について教職員の共通理解のもと、一人一人を大切にしたい教育の充実を図ることが求められます。

差別や偏見をなくし、こどもたちの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、こどもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にしたい人権教育を推進するために、このたび「人権学習のための手引き」を見直し、第二版を作成しました。

各学校においては、「人権学習のための手引き（第二版）」が、これまでに刊行してきた資料集と併せて校内研修等で活用されるとともに、学校全体で組織的・計画的に人権教育がより一層推進されるよう、期待しています。

目次

1 人権教育がめざすもの……………	2
2 人権教育で身に付けたいこと……………	4
3 人権尊重の視点に立った学校づくり……………	5
4 人権教育の進め方……………	7
5 人権教育の指導内容等……………	11
6 人権に関わる最近の法令について……………	15
参考資料……………	18



“人権とは”「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」

【人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～(文部科学省)から】<以下[第三次とりまとめ]という。>

和歌山県教育委員会では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の基本理念にのっとり、平成17年に和歌山県人権教育基本方針を策定しました。

詳しい情報はこちら→

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00201017_d/fil/kihonhousin.pdf



和歌山県人権教育基本方針

目的

すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身に付ける。

(1) 基礎となる力のはぐくみ

- ・自分自身が価値ある大切な存在であるという感情
- ・公正や公平を重んじる態度
- ・他の人と共にによりよく生きようとする態度

(2) 人権の学びから

- ・人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面からの理解
- ・自らの権利の行使とそれに伴う責任の自覚
- ・具体的な人権課題についての学習

人権問題の解決に取り組もうとする態度

(3) 行動に向けて

- ・多様な文化や個人の価値観等の尊重
- ・伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力
- ・社会に参加する中で、多くの人と合意を形成する能力

問題の解決に取り組むための能力

学校教育

両面（学校教育、社会教育）から
取組を進めています。

社会教育

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育は「**人権尊重の精神の涵養**を目的とする教育活動」と定義付けられています。

「涵養」とは、自然に水がしみこむように徐々に養い育てるという意味です。



つまり、人権教育は「発達段階に応じ自他の人権を尊重することを、ゆっくりと時間をかけて養う教育活動」と言えます。

【参考】幼児期においても・・・

「幼稚園・保育所等においては、身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつことを通して幼児に人権尊重の心の芽生えを培うことが必要です。」

【「和歌山県人権施策基本方針第三次改定版」から】

学校における人権教育の目標とは

【【第三次とりまとめ】から】

児童生徒が、

- ◆人権に関する知識理解や人権感覚が**具体的な態度や行動に現れる**ようにする
- ◆発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する(**人権に関する知的理解**)
- ◆自分の大切さとともに他の人の大切さを認める(**人権感覚**)

学校における人権教育の目標を点字ブロックの例で表すと・・・

自分の人権を守り、他者の人権を守るための**実践行動**

視覚に障害のある人が安心して歩くことができるように、自転車を移動する。



自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解

点字ブロックは、視覚に障害のある人が安心して歩くことができるように設置されていることを知っている。



人権感覚

点字ブロックの上に自転車を停めていると、視覚に障害のある人にとって事故や怪我につながる事が想像できる。



「人権教育」は、教育課程において各教科等の形で設定されていないため、学校における人権教育は、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなります。

学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普通の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要です。

日々の授業等と並んで重要な「隠れたカリキュラム」

児童生徒の人権感覚の育成には、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要と言われています。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄をさすものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。



先生の人権感覚は、言葉や行動を通して、こどもたちに伝わるものなんだね。

私たち先生が偏見をもたず、差別しないこと等を自らの姿勢で示していくことが大切だね。

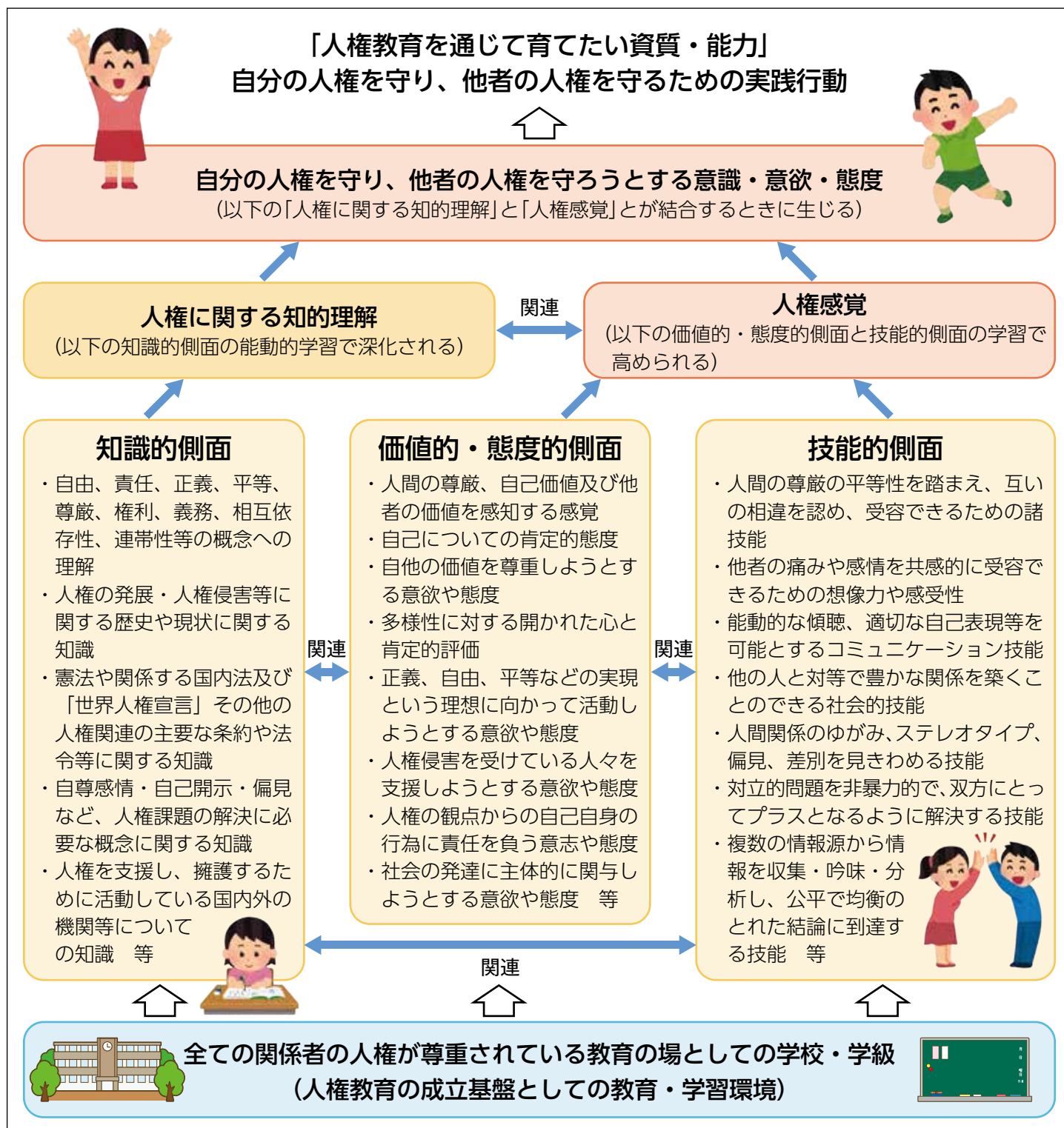


授業だけではなく、隠れたカリキュラムも人権教育なんだね。つまり、私たちが日頃からこどもたちのために考えて関わっていることも、人権につながっているんだ。

人権教育を通じて育てたい資質・能力は、下記に示す3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から捉えることができます。

詳しい情報はこちら→

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370701.htm

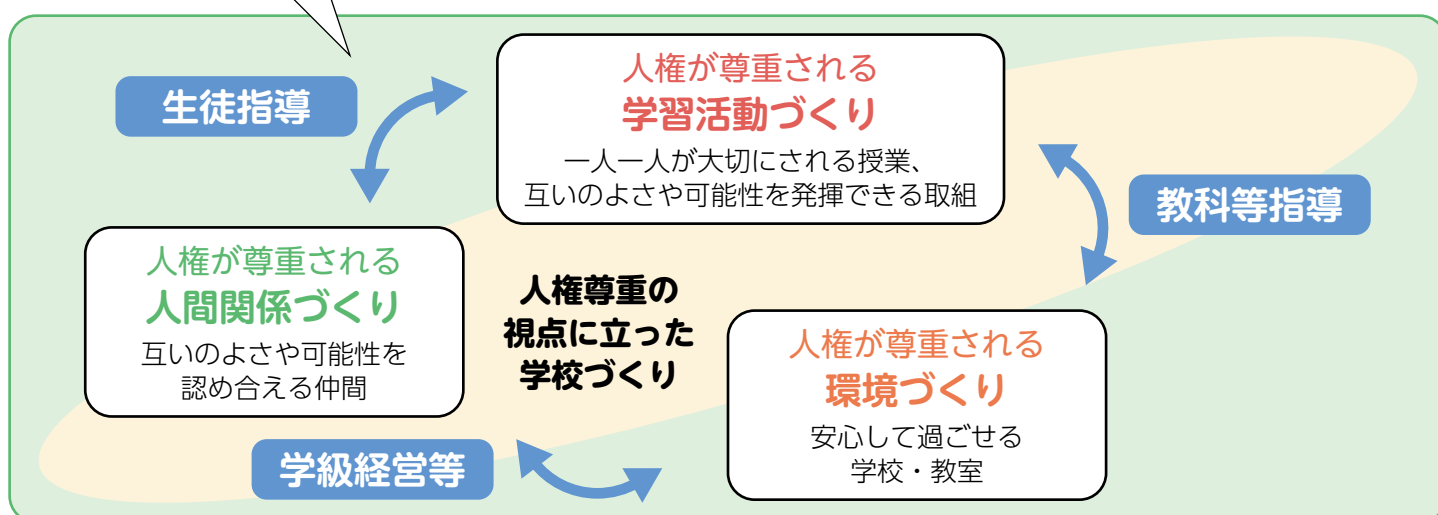


【「第三次とりまとめ」から】

「和歌山県人権教育基本方針」に掲げた資質・能力は、上記の3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から捉えることができます。例えば、「世界人権宣言」等の人権基準を学ぶときは、「知識理解的な学び」に重きをおき、コミュニケーションの手法を学ぶときは、「技能の習得」に重きをおくことがあります。3つの側面を関連させながら、児童生徒が総合的にバランスよく身に付けられるようにすることが大切です。

学校においては、**教育活動全体**（教科等指導、生徒指導、学級経営等）を通じて人権尊重の視点に立った学校づくりを進めていきます。

教職員が、“一人一人のこどもの人権”に配慮した教育を行うためには「人権が尊重される学校づくりとは何か」について、十分理解した上で指導に当たる必要があります。学習活動づくり、人間関係づくり及び環境づくり等全てにおいて、人権尊重の視点をもち取り組むことが人権尊重の視点に立った学校づくりにつながります。



【〔第三次とりまとめ〕から】

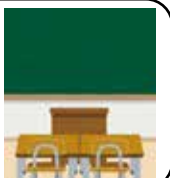
人権尊重の視点に立った学校づくりにおいて大切にしたい3つの視点を以下に示しています。

詳しい情報はこちら→

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370714.htm



人権が尊重される
環境づくり



こどもが安心して過ごせるような場の雰囲気づくりや校内の環境整備を行うことが大切です。

学校全体の雰囲気は、教職員の日常的な言動や、教職員とこども、こども同士の人間関係等によって形づけられます。また、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、掲示等の校内環境づくり等の取組も大切です。（隠れたカリキュラム）

人権が尊重される
学習活動づくり



一人一人が大切にされる授業づくりや、互いのよさや可能性が発揮できる場を設定する等、指導の充実を図ることが大切です。

教職員は、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、受容的・共感的な姿勢・態度で接するとともに、児童生徒が有用感・達成感を実感できるよう、授業展開を工夫することが求められます。

人権が尊重される
人間関係づくり



各教科等指導、生徒指導、学級経営等において受容的・共感的な人間関係を育成することが大切です。

児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要で、一人一人のこどもの人権が尊重される学級集団づくりに努めることが大切です。

○人権尊重の理念に立った生徒指導

令和4年12月に改訂された生徒指導提要には、生徒指導を実践する上で、児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが大切と示されています。

- ①「児童生徒に対するいかなる差別もしないこと」
- ②「児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること」
- ③「児童生徒の命や生存、発達が保障されること」
- ④「児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること」

(1) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

【「第三次とりまとめ」から】

すべての児童生徒に基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力等の「確かな学力」を育むことが求められます。

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境を成立しなければなりません。

学校においては、「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「**一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む**」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められます。

POINT 「効果のある学校」

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められています。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っています。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、**学校・学級の中で、現実一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していなければならない**からです。



(2) 教職員の研修の充実

教職員自身が、人権尊重の理念について十分理解し、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるため、計画的に研修を行いその内容を充実させることが重要です。

○人権教育に関わる教職員研修の内容（例）

- ・各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等の教育活動との関わりを整理し、人権教育として育みたい資質や能力を身に付けさせるための実践に関する研修
- ・人権の概念や人権課題についての学習、人権に配慮した環境づくり等、教職員自身の人権意識を高めるための研修
- ・児童生徒の実態や課題について共通理解を図り、課題解決に向けて取り組むための研修
- ・学校や学級が、児童生徒にとって安心して過ごせる場となるよう、自他を認め合える人間関係（集団づくり）を形成するための研修



* 法務省や文部科学省等から研修の参考となる動画も配信されていますので、ぜひご活用ください。



法務省：人権啓発コンテンツ→
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>



NITS：校内研修シリーズ→
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

(1) 校内推進体制の確立と充実

各学校においては、校長のリーダーシップと教職員の共通理解のもと、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、計画に沿って組織的・継続的に取り組む必要があります。また、定期的に点検・評価を行い、指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが大切です。

○ 全体計画 の作成及び見直し・改善

- ・人権教育の目標と各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等における重点目標等との関係を位置付けた全体計画

○ 年間指導計画 の作成及び見直し・改善

- ・発達段階に応じ全学年を見通して、系統的に指導できるよう、学習内容や単元の配列、実施時期、授業時数等を明確にした年間指導計画

PDCAサイクルによる取組の点検・評価



1. 全体計画の作成及び見直しのチェックポイント

- ☐ 人権関係法令等の動向を踏まえた内容になっていますか。①
- ☐ 児童生徒の実態や願い、保護者や地域の願い等を踏まえた検討がなされていますか。②
- ☐ 学校の教育目標（めざす児童生徒像）が示されていますか。③
- ☐ 学校の教育目標と人権教育の方針及び具体的な目標との関連が明確になっていますか。③④⑤
- ☐ 児童生徒の発達段階に応じた各学年での重点目標が明確になっていますか。⑥
- ☐ 各教科等の教育活動ごとに、それぞれの特質に応じた重点目標を立てていますか。⑦
- ☐ 重点的に取り組む課題等を設定し、児童生徒の発達段階に応じた到達目標を立てていますか。⑧
- ☐ 関係する各学校、家庭や地域社会と連携して取り組む視点が明確になっていますか。⑨
- ☐ 効果的な指導方法等を工夫・改善するために教職員の研修を工夫していますか。⑩

↑①～⑩の番号はP 8「人権教育全体計画（例）」に記載した番号と対応しています。

2. 年間指導計画の作成及び見直しのチェックポイント

- ☐ 児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間または3年間で育みたい資質・能力を見据えた系統的な計画になっていますか。
- ☐ 重点的に取り組む9つの人権課題を位置付けていますか。
(P 9に、重点的に取り組む9つの人権課題が示されています。)
- ☐ 全体計画に設定した各学年の重点目標を達成するための、学習テーマが明確になっていますか。
- ☐ 学習テーマと結び付く、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等の教育活動が明確になっていますか。
- ☐ 学習テーマの目標を明確にし、それに沿った「単元」を開発していますか。
- ☐ それぞれの「単元」が最も効果的である実施時期や授業時数の検討がなされていますか。

* 人権教育の全体計画及び年間指導計画における作成の手順（例）については
「人権学習のための手引き（平成29年3月作成）」P7とP9を参考にしてください。
<以下「人権学習手引き」という。>

詳しい情報はこちら→

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192_d/fil/jinkengakushuutebiki.pdf



人権教育全体計画（例）

＊人権教育の全体計画における作成の手順（例）

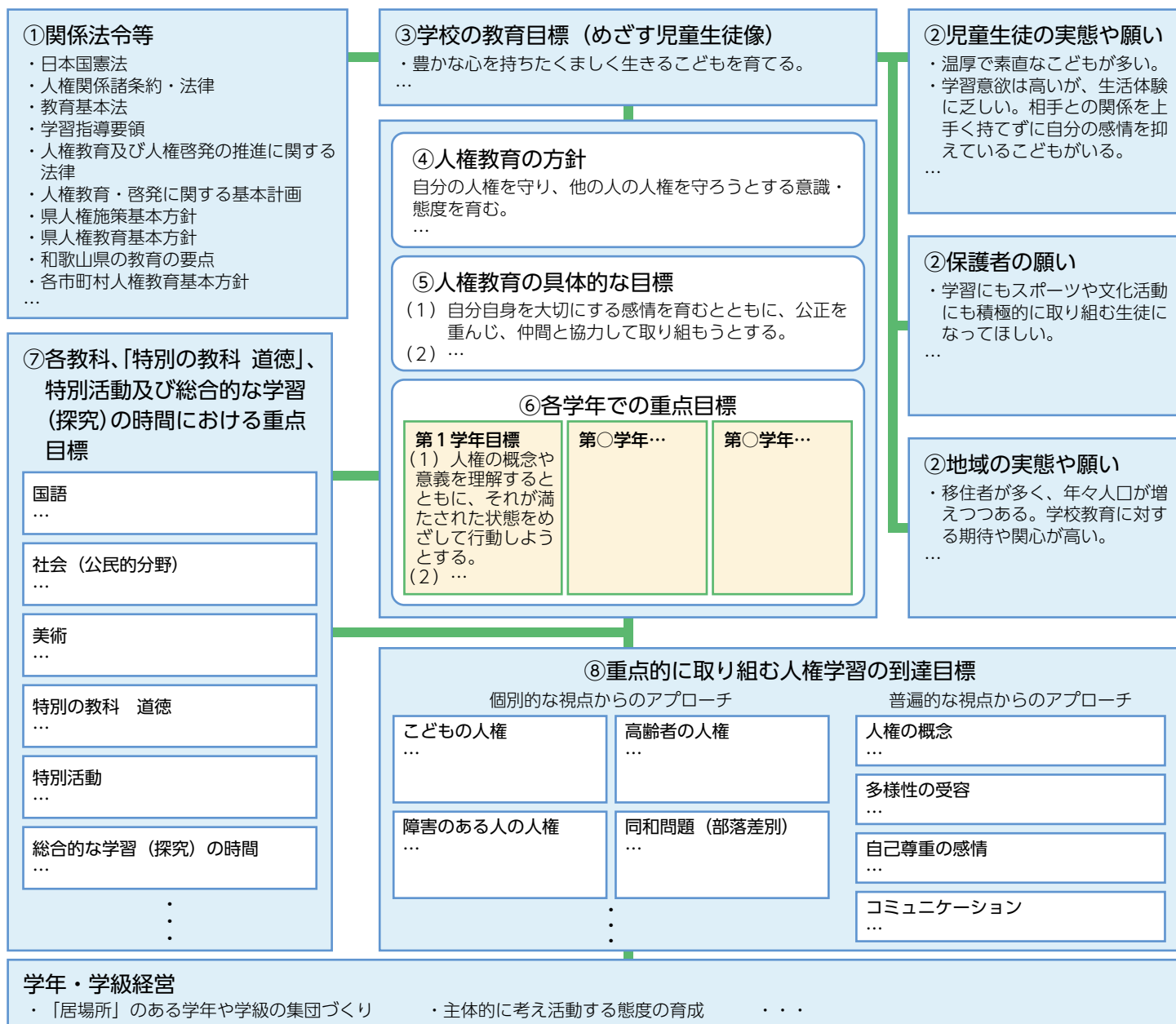
①→⑩の順に全体計画を作成しましょう。

参考「人権学習手引き」P7



詳しい情報はこちら→

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192_d/fil/jinkengakushutebiki.pdf



人権学習の計画

	こどもの人権	高齢者の人権	障害のある人の人権	同和問題（部落差別）	外国人の人権	感染症に関する問題	インターネットによる人権侵害	北朝鮮当局による拉致問題等	性に関する人権	その他
1年生										
2年生										

＊人権教育の全体計画の作成に当たっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人々との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられます。その際、当該学校における教育活動全体の中での位置付け等を明確にすることが必要です。

重点的に取り組む9つの人権課題について



- ① 「こどもの人権」
- ② 「高齢者の人権」
- ③ 「障害のある人の人権」
- ④ 「同和問題（部落差別）」
- ⑤ 「外国人の人権」
- ⑥ 「感染症に関する問題」
- ⑦ 「インターネットによる人権侵害」
- ⑧ 「北朝鮮当局による拉致問題等」
- ⑨ 「性に関する人権」

上記の人権課題は、和歌山県教育委員会が作成している「和歌山県の教育の要点」で示している重点的に取り組む9つの人権課題です。児童生徒の確かな人権感覚の育成に向け、在学中にすべての重点的に取り組む人権課題を学習できるようにしましょう。

各学校においては、在学中に重点的に取り組む9つの人権課題を学習できるよう、人権教育年間指導計画に位置付けることで、人権学習を計画的に実施しましょう。

人権教育年間指導計画（例）

3 学年		【 】は時間数		
	②自尊感情・人間関係	①人権問題	③自立、参加・参画	
1 学 期	「集団づくり、学級目標、個人目標」(特活) 「こどもの人権・コミュニケーション能力」【1】	「基本的人権と個人の尊重」(社会科) 「人権の概念」【2】	「核の脅威・現地学習」 「総合的な学習の時間」〈平和学習〉【10】	
	「わたしを束ねないで」(国語科)〈人権の概念〉【3】	「サイバー教室」(特活)「インターネットによる人権侵害」【2】		
	「卒業文集最後の二行」(道徳)〈人権の概念〉【1】	「Cranes for Peace 折り鶴と平和への願い」 (英語科)〈平和学習〉【3】	「校内クリーン作戦」(特活) 「環境学習」【2】	
	「性感染症とその予防／エイズ」(保健体育科) 「感染症に関する問題」【3】	「車椅子体験・高齢者疑似体験」(総合的な学習の時間) 「障害のある人の人権・高齢者の人権」【6】		
	「挨拶ー原爆の写真によせて」(国語科) 〈平和学習〉【2】	「政治と民主主義」「私たちの生活と財政」 (社会科)〈人権の概念〉【2】	「福祉体験学習」(総合的な学習の時間) 「障害のある人の人権・高齢者の人権」【12】	

下記の表を参考にして、年間指導計画に9つの人権課題が位置付けられているかチェックしましょう。

(○：当該学年で1単元を実施 ◎：当該学年で2単元以上を実施)

人 権 学 習 の 計 画										
	こどもの人権	高齢者の人権	障害のある人の人権	同和問題(部落差別)	外国人の人権	感染症に関する問題	インターネットによる人権侵害	北朝鮮当局による拉致問題等	性に関する人権	その他
1 年生										
2 年生										
3 年生										
4 年生										
5 年生										
6 年生										

* 効果的に学習が推進されるよう、重点的に取り組む9つの人権課題をテーマにしたワークシートの提供を行っています。＜P10をご参照ください。＞

(2) 重点的に取り組む9つの人権課題をテーマにしたワークシート

和歌山県教育委員会が示す重点的に取り組む9つの人権課題をテーマに、「取り組みやすさ」をコンセプトとして作成したワークシートです。それぞれの事例はあくまでも参考例となります。編集して活用できますので、それぞれの学校・学年・学級や児童生徒の実態に応じて、活用してください。なお、授業展開、学習形態、指導方法等については、児童生徒の発達段階や実態を考慮し、創意工夫してください。



他の人権課題も含めたワークシートはこちら→
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00220122.html>

こどもの人権

2 こどもの人権

～わたしの1ばん、あなたの1ばん～

1. ビンゴのマスにあなたの1ばんすきな〇〇をかきましょう。
 (※ともだちにはいしよでかきましょう。)

1ばんすきなべものは 【 ラーメン 】	1ばんすきなきせつは 【 なつ 】	1ばんすきなべんきょうは 【 たいいく 】
1ばんすきなう日は 【 金よう日 】	1ばんすきなきゅうしよくは 【 カレー 】	1ばんすきなスポーツは 【 やきゅう 】
1ばんすきなどうぶつは 【 いぬ 】	1ばんすきなアニメは 【 コナン 】	1ばんすきないろは 【 青 】

2. クラスのみんなでビンゴゲームをしましょう!!

★ルールせつめい★

①ともだちとじゃんけんをしましょう。

②かった人だけ、ともだちの1ばんすきな〇〇を1つ書くことができます。

③じぶんがかいたのとおなじなら、きいたマスにまるをつきましょう。

④おなじ人と2かいじゃんけんはできません。

⑤できるだけたくさんの人とじゃんけんしよう!

3. いくつビンゴできたかな? 【 】にすうじをかきましょう。

わたしは
【 】ビンゴです!

4. ともだちと1ばんすきな〇〇がおなじだったとき、どんな気持ちになりましたか。

△△さんとすきなものがおなじでうれしかった・△△さんは〇〇が1ばんすき
 だとはじめてした・まるがふえたのでうれしかった・ともだちといっしょだと
 あんしんした など

5. ともだちと1ばんすきな〇〇がちがったとき、どんな気持ちになりましたか。

あと1つでビンゴだったからざんねんだった・△△さんが〇〇を1ばんすきだと
 いってびっくりした・△△さんとおなじがよかった・みんなとちがったらあ
 んになった・じぶんがとくべつにおもえてうれしかった

6. あなたはともだちと1ばんすきな〇〇がおなじほうがいいですか?それともおなじ
 じゃなくてもいいですか?じぶんのかんがえにまるをつけて、りゆうもおしえてく
 ださい。

おなじがいい(○)	おなじじゃなくてもいい(○)
すきな〇〇がおなじだとかなよくなれるから	みんなそれぞれがちがうから
すきな〇〇のことはなしがしたいから	みんなおなじだとおもしろくないから

ねらい▶自分と異なる人を変わっているからと排除したり、認めないというのではなく、一人一人が違いを認め、お互いの人権を尊重する「多様性」を認め合うことの大切さに気付かせる。

障害のある人の人権

3 障害のある人の人権

～医学モデルと社会モデルについて学ぼう～

1. 資料1を見て①～④の空欄を埋めましょう。

■今までの障害についての考え方①(医学)モデル

障害とは・・・その人の②(心身の機能障害)。

・リハビリや治療などにより、③(社会)に適応できるように④(本人)がのりこえなければならない。

・周囲の人にとっては⑤(他人事)。

■最近の障害についての考え方⑥(社会)モデル

障害とは・・・⑦(社会が作り出している)もの。

・社会にある⑧(障壁)を取り除いていくことは社会の⑨(責任)である。

・周囲の人にとっては⑩(自分事)。

4. 授業を終えて感じたこと、今後の生活に活かしたいことを書きましょう。

資料1 医学モデルと社会モデルという考え方

医学モデル(今までの考え方)

障害とは・・・その人の心身の機能障害。リハビリや治療などにより、社会に適応できるように本人がのりこえなければならないという考え方。

社会モデル(最近の考え方)

障害とは・・・社会が作り出しているもの。社会にある障壁を取り除いていくことは社会の責任であるという考え方。

資料2

移動の場面

あなたの意見

- 段差・音声のみの駅でのアナウンス
- 横断歩道上には点字ブロックがない
- 歩道がせまい
- 車いすが乗りにくい公共交通
- エレベーターがない・案内表示がわかりづらい

あなたの意見

- 点字表示のないメニュー
- 車いすのまま食事するのが難しい店
- 会話が難しい人に対して口添いの注文
- 耳が不自由な人のドライブスルー

グループの意見

グループの意見

3. 2で出た障壁(バリア)をなくしたり、減らしたりするためにどんなことができるのか、それぞれの場面での改善案をグループで考えましょう。

移動の場面

事前に段差の位置や受けられる支援について確認しておく・テロップで表示する・横断歩道を渡るための補助・エスコートゾーン(横断歩道点字ライノ)の設置・車いすが通る改札などはできるだけ壊れないようにする・ノンステップバスを増やす・点字ブロックの上で荷物や自転車を書かない・エレベーターは不要時はなるべく使わない

食事の場面

一緒にいった人がメニューを読む・クロックポジションを知る・車いすに対応できるイス、テーブル、スペース等を確保する・車いすで意思疎通する・タッチパネルのみや口添いのみでの対応が難しい場合は必要な支援をする・必要な支援についてお店の人と相談する

～合理的配慮～

障害のある人の社会的なバリアを取り除くため、負荷が過ぎない範囲で必要な対応をすることです。合理的配慮の提供には、障害のある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を導き出すことが大切です。

知ってあこが

障害を理由とする不当な差別や社会的な壁を取り除くため、和歌山県障害者権利実現条例ができました。

令和5年12月24日(金)～令和6年3月11日(月)

ねらい▶障害の社会モデルの考え方を知ることにより、改めて「障害とは何か」について考え、理解を深める。

(1) 人権教育における指導方法の基本原則

◆指導方法の基本原則・・・

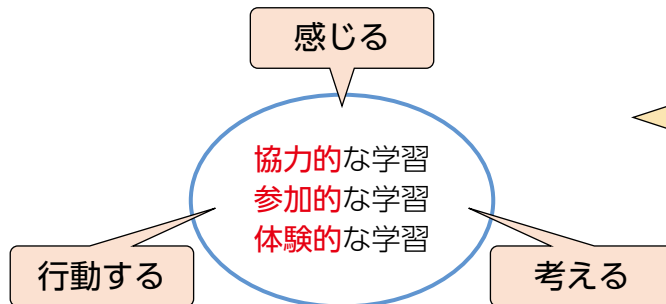
人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の学習においては、言葉で説明して教えることができるものではなく、子どもが自ら主体的に、しかも他の子どもたちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

協力的な学習：他の児童生徒と協力しつつ共同で進める学習

参加的な学習：課題の発見や内容の選択等を含め児童生徒が主体的に参加する学習

体験的な学習：具体的な活動・体験を通して問題を発見したり、解決法を探究したりする学習

各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進することが大切です。

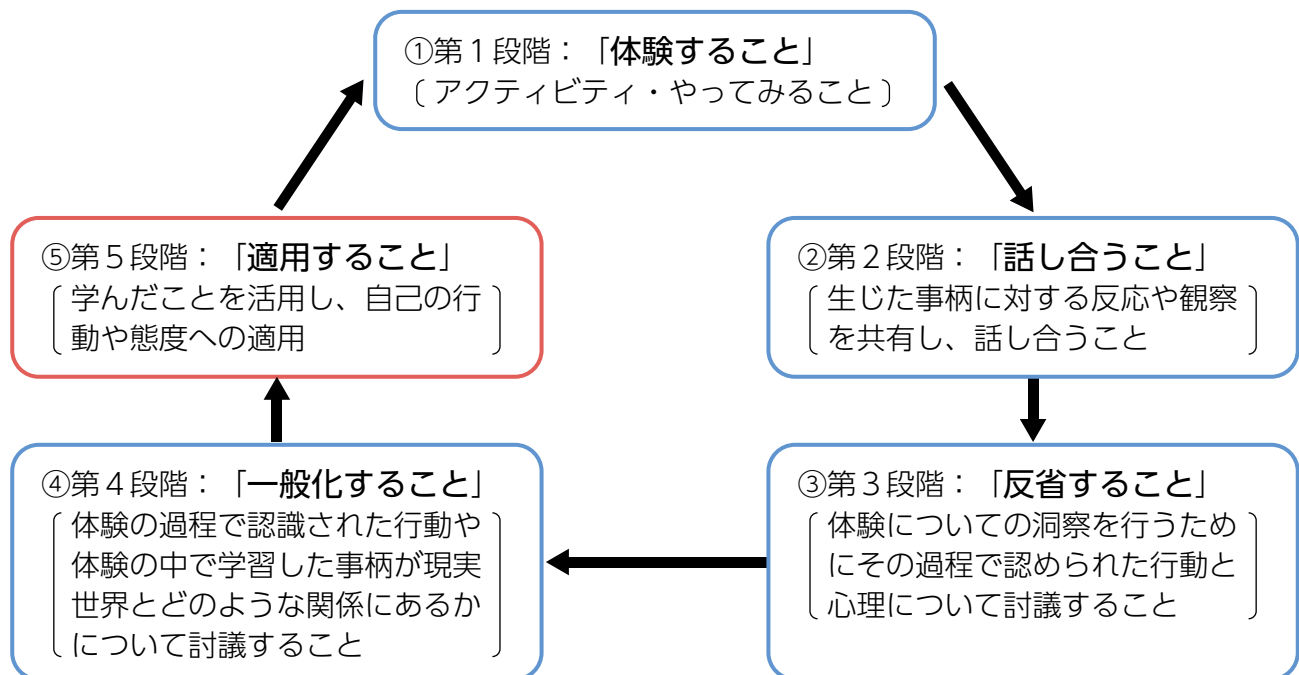


児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体をつかって主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠です。

【【第三次とりまとめ】から】

◆「体験的な学習」に関するサイクル・・・

「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものです。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものです。こうした基本的視点を踏まえた活用が必要です。



○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「**協力的な学習**」、「**参加的な学習**」、「**体験的な学習**」は、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものであり、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、その結果、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになります。

(2) 人権教育の指導方法

【[第三次とりまとめ] から】

◆指導方法の構成

人権教育を進めていく際には、資質・能力を3つの側面（P 4 参照）から捉え、総合的に指導内容を構成していくことが大切です。

ア 人権に関する知的理解に関わる指導内容

人権に関する知的理解については、指導が単なる知識伝達にとどまらず、こどもがその知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感し、行動に結びつけることができるようにするために、主体的な学習を可能とする指導方法を取り入れることが重要です。

・知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

①社会科等の授業において人権に関わる題材を扱う際に

➡ 人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、身に付けられるような幅広い内容構成を工夫します。

単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求、討議など、柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効です。



②総合的な学習（探究）の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会に

➡ 世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用します。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し合ったり、必要な情報を新たに探究したりして、知識の広がりや理解の深化をめざす学習を進めます。

イ 人権感覚の育成に関わる指導内容

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要です。人権感覚は価値的・態度的側面と、技能的側面の学習で高められます。育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつも、諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて指導します。

・技能的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

①国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて

➡ それぞれの授業時間の中に、人権の実現に関わる**想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能等の育成**を図る活動を可能な限り取り入れます。

②「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等あらゆる学習の機会に

➡ **直接的な体験**を通じ、**想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能等**を育成します。

（体験的な学習を進める際、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効です。）



* 技能的側面以外に「自己についての肯定的態度」、「多様性の尊重」等の価値的・態度的側面に焦点を当てた指導内容の構成を考えていくことも必要となります。

①地域の教材化

地域におけるフィールドワーク等との関連を図りながら、地域の歴史や産業等を取り上げて教材化する。

②外部講師の講話やふれあいの教材化

福祉作業所や高齢者施設等において人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人等の講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。

③生命の大切さに関する教材

生命の大切さについての指導を行うに当たっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。

④保護者や地域関係者と共に作る教材

児童生徒と関わる大勢の人達との協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるとともに、共に児童生徒を育てるという人権教育の基盤づくりにもつながるものであり、意図的に設定していきたい。

⑤視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

人権劇や映画、ビデオ等、学校がねらいとしている課題を取り上げたものが活用できる。読み物資料も視聴覚教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学習効果を向上させることが可能となる。

⑥小説、詩、歌などの作品の教材化

学習教材は、一人一人の児童生徒が自らの体験を十分に追体験できるものであることが望ましい。小説、詩、歌などの作品については、児童生徒の実態を踏まえ、取り上げようとしている人権課題のねらいを明確にして活用したい。

⑦同世代の児童生徒の作品の教材化

人権作文・人権標語・人権ポスターをはじめ、同世代の児童生徒たちが取り組んだ作品は、児童生徒にとって身近な学習教材である。興味や関心を高めるために効果的であり、十分に児童生徒の心に迫るものとなる。

⑧歴史的事象の教材化

児童生徒の発達段階を踏まえ、歴史上、人権課題に直面した人物の生き方に触れさせたり、人権侵害の出来事について考えさせるような教材を選定することも重要である。

⑨教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

人権教育の教材は、人として共に生きていく上での、よりよい出会いをつくる機会を与えるものとして、また、そうした出会いづくりに必要な知識・態度・技能を養うためのものとしても重要である。

⑩情報交換できるシステムの活用

教材の選定・開発に当たっては、開かれた体制づくりに留意することが重要であり、ホームページやメールの活用などにより、情報の共有化を図ること等が求められる。

POINT



配慮すべき点として、**学校の人権教育については教育の中立性を確保することが求められるとともに、児童生徒や保護者等の中に当該人権課題の当事者がいることを想定する必要があります。**また、**様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上で行わなければなりません。**



教職員の日常的な言動チェックリスト



教職員の人権尊重の態度は、児童生徒に安心感や自信を生みます。また、「教師が変わればこどもも変わる」と言われるように、常に教育活動や日常の生活場面において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、一人一人を大切にしているかを振り返り、点検することが重要です。

そのことを踏まえ、無意識のうちに不適切な言動をしていませんか？このリストで教職員自らの言動を人権の視点からチェックしてみてください。（○：実践できている。 △：これからは意識したい。）

具 体 的 な 言 動 (例)		
1	児童生徒によって名前の呼び方が変わらないようにしている。 (例) ある子は姓で呼ぶが、ある子は名前で呼ぶ。等	
2	男はこうあるべき、女はこうあるべきだと児童生徒に言わないようにしている。 (例) 「男のくせに・・・」「女の子らしく・・・」等	
3	職員室で児童生徒や保護者の悪い面ばかりを話題にしないようにしている。	
4	落書きや掲示物のいたずら等の異常がないか、常に教室をチェックしている。	
5	児童生徒の前で同僚を非難するような言動をとらない。	
6	的外れな答えでも失笑したりバカにしたりしない雰囲気づくりをしている。	
7	保護者や児童生徒に批判されても冷静に対応することができている。	
8	ふざけ合いやあだ名等で、児童生徒の嫌がる様子を見過ごさない。	
9	低学力を児童生徒だけのせいにせず、自分の授業を振り返るようにしている。	
10	児童生徒が思い通りに動かなかった時、感情的にならないようにしている。	
11	先入観や憶測のみで児童生徒を頭ごなしに叱らず、必ず理由を尋ねている。	
12	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、支援方法について共通理解している。	
13	職員間で何でも話し合える雰囲気づくりを意識している。	
14	暴力を容認する言動をとらない。	
15	同僚の児童生徒に対する不適切な言動に対しては、注意を促している。	
16	児童生徒の容姿や体型等について、不適切な発言をしていない。 (例) 「太っている割に足が速いね。」「小さいのに頑張っているね。」等	
17	児童生徒の家庭環境や兄弟関係等について、兄弟を比較する発言をしていない。 (例) 「お姉ちゃんは勉強できたのに。」「弟はスポーツできるのに。」等	
18	児童生徒の能力や特性を否定する発言をしていない。 (例) 「本当に不器用だな。」「なんでそんなにどんくさいの。」等	
19	児童生徒の努力を無視した発言をしていない。 (例) 「あなたには無理。」「君が○位だなんて、まぐれだ。」等	
20	児童生徒の相談や訴えを一方的に退けるような発言をしていない。 (例) 「君だけに関わってられない。」「他にも仕事があるの。」等	

人権に関わる法令については、最近においても新たな法律が施行されたり、法律や条例が一部改正されたりしています。国や県における最新の動向を知ること、教職員自らが関係法令等について正しく理解することができます。そうすることで、児童生徒に対して個別の人権課題の指導に取り組む際に、知識の広がりや理解の深化をめざす学習につながります。



「こども基本法」＜令和5年（2023）4月施行＞

詳しい情報はこちら→

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらにとつて最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

?



ここに書いてあることって「当たり前」のことじゃないのかな？

児童虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困、学校や部活動での暴力やわいせつ行為、いじめ、個性や多様性が配慮されていない校則、教育格差・・・など「当たり前」に暮らせていないこどもたちがたくさんいるんだ。



詳しい情報はこちら→

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」＜令和5年（2023）6月施行＞

国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める法律です。

基本理念	性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない
政府に求められること	基本計画や指針の策定／施策実施状況の公表／学術研究の推進／知識の普及／相談体制の整備／中央省庁の連絡会議の設置
自治体に求められること	国との連携／理解増進に関する施策の策定・実施
企業に求められること	研修の実施／普及啓発／就業環境の整備
学校に求められること	教育や啓発／教育環境の整備／相談機会の確保

（努力義務含む）

和歌山県でも
「パートナーシップ宣誓制度」
＜令和6年（2024）2月＞
が導入されたよ。

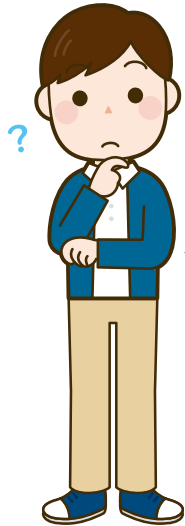




「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

＜令和5年（2023）12月施行・一部令和6年（2024）4月施行＞

障害を理由とする不当な差別や社会的な壁を取り除くため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に規定されている障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務付けることに加え、紛争の防止又は解決を図ることができるような必要な体制が整備されました。



法律や条例の改正では、合理的配慮を提供しないことも差別につながるんですよ。

ん？合理的配慮って？

行政機関等や事業者には、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することですね。



詳しい情報はこちら→

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/minority/d00208844.html>



「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」＜令和6年2月1日施行＞

一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、多様な性や性的少数者の方々に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

和歌山県が交付するパートナーシップ宣誓書受領証

和歌山県 第 号
パートナーシップ宣誓書受領証

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様
年 月 日
和歌山県知事 印

【表面】

この受領証は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う関係であると宣誓されたことを和歌山県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださるようお願いいたします。
また、個人情報等を本人の同意なく口外しないでください。
【問合せ先】和歌山県 多様な生き方支援課 073-441-2510
【特記事項】

【緊急連絡先】（この欄の記載は任意です。）
※急病や怪我等で方が一の場合、パートナーへ連絡してください。
（氏名と連絡先）

【裏面】

＊和歌山県内では、
令和7年3月末時点で
17組が、パートナー
シップ宣誓を行っています。



法律や制度の導入により、性的マイノリティの人々への理解や権利保障に向けて、一歩前進することが期待されています。

今後、他にも様々な社会のしくみを整えていくことが必要ですね。





「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」一部改正

<令和6年（2024）4月施行>

主な改正点

結婚及び就職に関しての身元調査又は不動産の取引に関連した調査に係る部落差別を行った県内事業者が、県から必要な説示等を受けても、これに従わず、さらに県から勧告を受けても従わない場合は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができるようになりました。



部落差別って今でもあるの？



社会全体の問題ですね。みんなで解消に向けて取り組んでいかなければなりませんね。

インターネット上での悪質な書き込みや同和地区の問い合わせなど様々な差別が実際にあります。部落差別は基本的人権の侵害であり絶対におこなってはいけないと誰もが理解しないといけません。



コラム 人権に関する3つの法律（人権三法）を知っていますか？

平成28年には、人権に関わる3つの法律（人権三法）が施行されました。個別の人権課題の指導に取り組む際には、関係法令等に表れた考え方を正しく理解することが重要です。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」

（平成28年4月1日施行、令和3年5月改正、令和6年4月1日改正法施行）

詳しい情報はこちら→

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ解消法」）」

（平成28年6月3日施行）

詳しい情報はこちら→

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



概要

本邦外出身者に対する『不当な差別的言動』の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現をめざしたものです。

国等の責務と、基本的政策を定め、不当な差別的言動の解消を推進することを目的としています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

（平成28年12月16日施行）

詳しい情報はこちら→

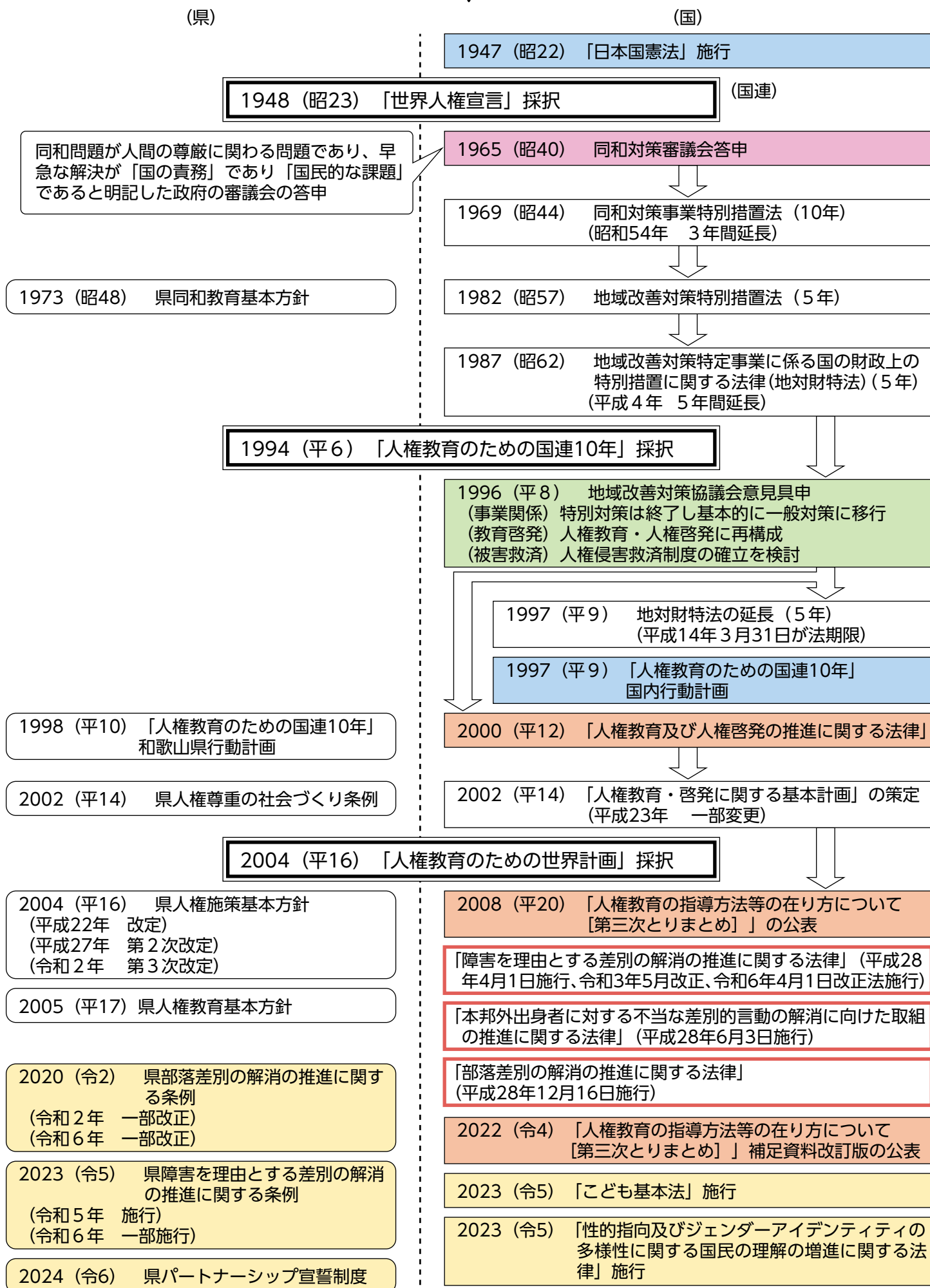
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html



概要

部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるように努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

参考資料 人権教育等の経緯表



和歌山県教育委員会作成参考資料



参考資料はこちら

人権啓発用DVD・ビデオについては、公益財団法人和歌山県人権啓発センター（和歌山ビッグ愛2階）や和歌山県立図書館文化情報センター、各市役所及び町村役場等で借りることができます。
県人権啓発センターのホームページ（<http://w-jinken.jp/>）では、図書・ビデオデータや講師バンクの検索も行うことができます。



<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501000/d00153192.html>

人権学習のための手引き（第二版）

令和7年3月

発行：和歌山県教育庁教育総務局人権教育推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-441-3719

FAX 073-425-6450

人権に関する相談窓口

- 和歌山県庁人権局のホームページ参照
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken/soudan.html>
- 和歌山地方法務局
月～金曜 8:30～17:15
TEL:0570-003-110



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は地球環境に優しい植物油インキを使用しています。